

①国指定

(建築基準法施行令第16条、平成28年国交告240号、および国住指第3812号 (H28.1.22))

用途	規模等 ※避難階のみを当該用途に供するものを除く
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの
観覧場（屋外観覧は除く）、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの
病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、旅館、ホテル、就寝用児童福祉施設（※1）、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの（病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る） ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に付属しないものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物販販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ・当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの

※令和元年6月25日施行の法改正により、国指定の建築物は上記用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに限られています。

※1 就寝用児童福祉施設等

- ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設
- ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）その他これらに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは「その他これらに類するもの」に該当する）
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）を行う事業所